

和歌山県立医科大学医学振興会記念助成事業に関するQ&A（助成申請編）

Q. 1 申請者は誰でもよいのか。

A. 1

【講演会等開催助成または県民啓発事業助成】

助成を受けようとする講演会等または県民啓発事業を実施する者が団体である場合、申請者はその団体であり、実際の申請手続きはその代表者が行うこととなる。（助成金は開催する事業の財源に充てられるべきであるため。）

一方、助成を受けようとする講演会等または県民啓発事業を実施する者が一個人の場合、申請者はその個人となる。

【海外研究助成】

申請者は、海外研究を行う研究員等である。

Q. 2 医学関係者とは誰を指すのか。

A. 2 医学関係者とは、その者が行う医療・看護・保健等の取組により和歌山県の医学・医療の向上に貢献する者をいう。

なお、その者が団体である場合、申請にあたっては会則等を併せて提出すること。

Q. 3 申請書の収支予定欄にまだ決定されていない助成金の金額を記載する必要があるのか。

A. 3 申請する助成金の金額を記載することで、収支を一致させる必要がある。助成金の金額の記載がない状態で収支が一致するという事は、助成金は不要（助成がなくとも事業実施は可能）ということである。

Q. 4 申請書に収支予算の明細書は必要か。

A. 4 申請書に収支予算が記載されていれば、明細書は必須ではない。

Q. 5 支出経費の人件費（受付等スタッフの日当等）の上限はあるか。

A. 5 上限はない。

Q. 6 申請時点海外研究の受入に関する証明書がまだ発行されていない場合はどのようにすればよいか。

A. 6 メールのやりとりでもよい。海外研究を行ううえで何らかのやり取りがあるはずである。

Q. 7 申請時点では開催に係るパンフレットやチラシ等が完成していない場合はどのよ

うにすればよいか。

A. 7 事業の内容がわかるものを添付すること。事業内容がわかるのであれば、未完成のパンフレットやチラシ等も可とする。

Q. 8 他者が主催する事業（A）に出展し、啓発を行う事業（B）について助成を申請しようとする場合は、申請書には当該事業（B）について（内容、収支等）のみ記載すればよいのか。

A. 8 申請者が実施する事業（B）についてのみ申請書に記載すればよい。